

「ほっとパーキングおかやま」の運用拡大について

県では、身体障害者等用駐車場を利用する方を明確にし、その対象者に専用の利用者証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、身体障害者や妊産婦等の利用者証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用者証制度を運用しています。

子育て支援の観点から、令和6年4月1日から、妊産婦に係る利用者証の有効期間を拡充しています。

1 妊産婦の有効期間

令和6年3月31日までの申請	令和6年4月1日以降の申請
妊娠7ヶ月～産後1年	妊娠7ヶ月～ <u>産後2年</u> (単胎児)
	妊娠 <u>5ヶ月</u> ～ <u>産後3年</u> (双子、三つ子等多胎児)

※令和6年3月31日までに利用者証の交付を受けた妊産婦も申請により延長可

2 協力施設との協定

(1) 協力施設

身体障害者等用駐車場を有する施設のうち、県と協定を結んだ施設
(公共施設、商業施設、金融機関等：R6.3現在1,045施設、2,391区画)

※県障害福祉課のホームページで「協力施設一覧」を掲載

(2) 協定内容

- ①協力施設であることが分かるよう案内標示(ステッカー掲示)をすること。
- ②利用者証を表示していない車両が駐車しないよう適切な管理に努めること。
- ③現有の身体障害者等用駐車場に加え、出入口に近い幅2.5m以上の駐車場についても、当該制度の駐車スペースとして確保に努めること。